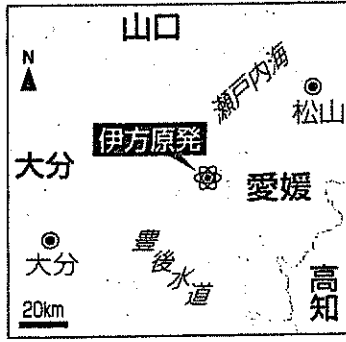


伊方3号機運転差し止め

阿蘇噴火の危険性重視

広島高裁決定



四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)の運転差し止めを求め、広島市の住民らが申し立てた仮処分が即時抗告審で、広島高裁は十三日、運転を差し止める決定をした。直ちに効力を

持ち、対象期間は来年九月三十日まで。3号機は定期

四国電力は伊方原発3号機を2018年9月30日まで運転してはならない

火山の影響に関し、伊方原発が新規規制基準に適合するとの原子力規制委員会の判断は不合理

過去の阿蘇カルデラの噴火で火砕流が原発敷地に到達した可能性が小さいとはいえず、立地として適さない

その他については新基準や規制委の適合性判断に合理性がある

検査中で、四国電が来年一月に稼働を再開する計画は事実上不可能となり、政府や電力会社の原発再稼働方針には再び大きな打撃となった。|| 関連③④面

東京電力福島第一原発事故後、原発の再稼働や運転を禁じる高裁段階の司法判断は初めて。四国電は高裁に異議と、決定の効力を一時的に止める執行停止を申し立てる。

野々上友之裁判長は、熊本県・阿蘇カルデラで大規

模噴火が起きた際に原発が約百三十キロの距離にある点を重視。「火砕流が到達する可能性が小さいとはいえず、立地には適さない」とした。活火山の桜島を抱える鹿児島県の九州電力川内原発(薩摩川内市)など火山と原発の立地を巡る議論にも一石を投じそつだ。

高裁決定は、原子力規制委員会が安全性を審査する内規として策定した「火山影響評価ガイド」を基に、四国電が実施した伊方原発内の地質調査やシミュレーションを検討。約九万年前の阿蘇カルデラ噴火で火砕流が原発敷地内に到達した可能性が小さいとはいえないとして、四国電の想定は過小だと判断した。

火山の噴火による危険について、原発の新規制基準に適合するとした規制委の判断は不合理だと指摘し「住民らの生命、身体に対する具体的な危険の恐れが推定される」とした。

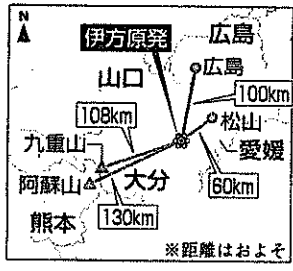
伊方 火山影響を重視

3号機運転差し止め

四国電力伊方原発3号機を巡る十三日の広島高裁決定と従来の原発裁判の違いは、火山噴火の影響を重視した点だ。原子力規制委員会が安全性を審査する内規として策定した「火山影響評価ガイド」の内容を厳密に当てはめ、過去の火砕流が到達した可能性を考慮。伊方原発の立地条件が適切でないとの結論を導いた。

広域被害100キロ圏認定

決定はまず、仮処分を申し立てた広島市の住民らが伊方原発から約百キロの距離に住んでいる点について、事故時には身体、生命へ重大な被害が及ぶ地域だと判断。この点は関西電力高浜



は、原発の危険がないと立証する責任は四国電側にある、この主張、立証を尽くさない場合は具体的な危険の存在が推定されると説明。ただ、原発の新規制基準に適合する点がないことを立証することで代替できるとした。

火山影響評価ガイド 原子力規制委員会が原発の再稼働に向けた新規制基準に基づく審査をする上で、火山噴火の影響に関する確認事項をまとめた文書。原発の160キロ圏内、将来活動する可能性がある火山が対象となる。対処不可能な火砕流が敷地に及ぶ恐れが「十分小さい」と評価できなければ、立地不適となり廃炉を迫られる。原発の稼働期間に噴火の可能性が低くても、過去に火砕流が原発のある場所まで到達したと考えられる火山は、電力会社に監視を義務付ける。火山灰で安全施設が機能喪失しないことも確認する。

原発差し止めをめぐる近年の主な司法判断

対象	地裁(右は異議審)	高裁	最高裁
北陸電力志賀原発2号機(石川)	訴訟 金沢	(2006年3月)	(09年3月) (10年10月)
中部電力浜岡原発1~4号機(静岡)	訴訟 静岡	(07年10月)	?
中国電力島根原発1,2号機(島根)	訴訟 松江	(10年5月)	?
11年3月 福島第一原発事故が発生			
関西電力大飯原発3,4号機(福井)	仮処分 大阪	(13年4月)	(14年5月)
	訴訟 福井	(14年5月)	?
関西電力高浜原発3,4号機(福井)	仮処分 福井	(15年4月) (15年12月)	
	訴訟 大津	(16年3月) (16年7月)	(17年3月)
九州電力川内原発1,2号機(鹿児島)	訴訟 鹿児島	(15年4月)	(16年4月)
四国電力伊方原発3号機(愛媛)	訴訟 広島	(17年3月)	(17年12月)

核心

よる危険性以外の争点については新基準の合理性を認め、伊方原発が新基準に適合するとの規制委の判断も妥当とした。

最後に、火山の争点を検討。火山ガイド上の対象となる伊方原発から約百三十

高裁ハードル越える

東京電力福島第一原発事故以降、各地の原発に対して住民らが再稼働や運転停止を求めた裁判は複数争われてきた。事故後に策定された原発の新規制基準の妥当性や地震、津波への安全性などが共通の主な争点となり、住民側が地裁段階で勝訴したケースでも高裁では厳しい判断が続き、高い

ハードルとなっていた。福島の事故後、最初に運転を認めない判断をしたのは関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)に対する二〇一四年五月の福井地裁判決。二基について地震対策に構造的欠陥があると指摘した。関電が控訴し、今年十一月に名古屋高裁金沢支部で結審。判決を前に福井県が再稼働に同意し、来年にも営業運転を再開する計画が進む。

一方、九州電力川内原発1、2号機(鹿児島県薩摩川内市)に対して住民側が申し立てた仮処分は鹿児島地裁、福岡高裁宮崎支部がいずれも新基準の合理性を認めて訴えを退け、終結した。

関西電力大飯原発3、4号機(福井県高浜町)には、大津地裁が昨年三月に運転差し止めの仮処分決定を出した。

愛媛県庁(松山市)での会見で担当者は「(火山の影響についても)安全と認識していたが、決定文を読み込んで裁判所の判断がわれわれの主張とどう違うのか精査したい」と話した。

新基準について「関電の主張程度では、公共の安心、安全の基礎と考えるのはためらわざるを得ない」と判断。仮処分は直ちに効力を持つため、関電は当時実際に稼働していた3号機を停止させた。司法判断によつて稼働中の原発が止まったのは初のケースだった。

だが、関電の抗告に基づいて大阪高裁が今年三月に地裁の決定を取り消し、再稼働を容認。新基準も「事故の教訓を踏まえ、最新の科学的、技術的知見に基づいて策定されている」と評価した。